

産業動物分野における適切な獣医療の提供体制の
整備を図る上で留意すべき事項について

平成21年10月

獣医事審議会計画部会
産業動物分野ワーキンググループ

はじめに

平成20年12月に開催した獣医事審議会計画部会において、今後新たな『獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針』（第3次基本方針）を定めるに当たり、留意すべき事項について、獣医療分野ごとに具体的に議論していく必要があるとされた。

このため、計画部会の下に、①産業動物分野、②小動物分野、③公務員分野及び④研究・民間分野の4分野のワーキンググループを設置し、第3次基本方針に盛り込むべき内容について検討することとなった。

産業動物分野ワーキンググループは平成21年5月に設置され、計画部会の委員に加え、生産者、農業団体等の関係者の参加を求めて、産業動物分野における獣医療の現状や課題等について、具体的かつ詳細に議論を行った。

本ワーキンググループでは3回にわたり、「産業動物獣医療の現状と課題」、「対応すべき取組（早急に取り組むべき事項、中長期的視点で計画的に取り組むべき事項）」及び「その他留意事項」等について検討し、検討結果を「産業動物分野における適切な獣医療の提供体制の整備を図る上で留意すべき事項」として取りまとめた。

I 本ワーキンググループとしての基本的認識

1 検討の対象

本ワーキンググループでは、①農業共済団体、農業協同組合等民間団体、②市町村の家畜診療所及び③個人診療施設で産業動物の診療を業務とする獣医師を「産業動物獣医師」として議論を行った。

2 産業動物獣医師の業務

本ワーキンググループでは、産業動物獣医師は、家畜の疾病の予防・治療及び安全で良質な畜産物の安定的な供給（畜産業の振興、食の安全確保、家畜の福祉）の観点から、重要な役割を担っていることを考慮した。

3 産業動物獣医師の需給状況

本ワーキンググループでは、産業動物獣医師に係る需給状況について、新規獣医師の過半数が小動物分野に就業している現状や、産業動物獣医師の数が将来的に大幅に減少し、全国的に不足するという予測結果について考慮した。

4 産業動物分野における獣医療の提供体制の整備

本ワーキンググループでは、産業動物分野における獣医療の提供体制の整備を図っていくためには、

- ① 産業動物獣医師の確保対策を早急に強化する必要があること
- ② 獣医師の専門性を活かし、産業動物診療に魅力を持たせる取組を計画的に推進していく必要があること

について確認した。

Ⅱ 現状と課題

1 現状の評価

獣医師法第22条の規定に基づく届出状況によれば、平成20年12月末における産業動物獣医師の数は4,541人となっており、届出総数の約13%となっている。その内訳として、個人開業の獣医師が1,965人、農業共済団体の獣医師が1,906人となっており、産業動物獣医師の9割弱を占めている。

一方、農業災害補償法に基づく家畜共済の加入率は、平成19年度において乳牛で89%、肉用牛で71%、種豚で25%、肉豚で19%となっており、乳牛及び肉用牛に対する診療は農業共済団体の獣医師が中心的な役割を担い、養豚業、さらには養鶏業における診療は個人開業獣医師により行われている状況にある。

2 産業動物獣医師の需給状況

農林水産省が平成19年5月に取りまとめた「獣医師の需給に関する検討会報告書」によれば、

- ① 中長期的な需給見通しとして、産業動物獣医師の必要数は約4,000人でほぼ一定であるのに対し、
- ② 今後の産業動物獣医師の供給数は、
 - ・ 産業動物獣医師の平均年齢が51.1歳と相対的に高く、10年後には産業動物獣医師の約半数以上が60歳を超えることから、今後獣医師の退職が進むこと
 - ・ 新規獣医師が産業動物分野を選択する割合は相対的に低く、特に女性が産業動物分野を選択する割合が低いことから、産業動物獣医師の数は約4,200人から2040年には3,100人まで大幅に減少すること
- ③ 今後、すべての地域において産業動物獣医師が減少することが予測されている。

3 要因の分析

産業動物獣医師の不足が発生する原因としては、新規獣医師の過半数が小動物分野を選択していること等、獣医師の活動分野における偏在が挙げられている。

この職域偏在については、獣医学教育において産業動物診療に係る授業が少なく、獣医系大学の学生が大学教育を通じて産業動物診療の意義や魅力について知る機会が少ないことが原因の一つになっているとの指摘がある。

また、産業動物獣医師の所得が小動物獣医師と比較して相対的に低いことや、夜間・休日診療等の就業環境の改善等についても指摘がある。

このような指摘に関して、農林水産省が平成19年度に行った獣医系大

学の学生を対象に行った意識調査では、学生が産業動物診療を知るきっかけとして、大学講義のほか、「体験実習」や「第一線で活躍する先輩からの情報」を挙げており、獣医師の専門性や診療技術を活かす場として産業動物診療に関心を持つ一方で、「給与水準」や「重労働」が就業選択を難しくしている傾向が明らかになっている。

4 これまでの獣医師確保対策

これまで、国（農林水産省）は、産業動物獣医師の数を確保することを目的に、獣医系大学の学生に対する臨床実習の実施や修学金制度の活用、新規獣医師に対する卒後研修の実施、離職あるいは休職中の獣医師を対象とした復職研修の実施等を推進している。

一部の先進的な民間団体では獣医師手当の増額を図るとともに、獣医系大学の学生に対する就職説明会の開催等を積極的に実施している。

Ⅲ 対応すべき取組

産業動物分野における獣医療の提供については、新規獣医師の参入の慢性的な不足、診療獣医師の高齢化、農業共済団体の獣医師の定年退職による減少等が依然として課題となっており、今後状況はますます悪化することが懸念される。

一方で、産業動物獣医師に対しては、生産者から、これまでの家畜の診療や家畜伝染病の予防・まん延防止に係る技術の提供に加え、農場単位での集団管理衛生技術、HACCP方式を活用した効率的な飼養衛生管理（農場HACCP）手法の導入・普及、農場経営指導等について求められている。また、国民からは、畜産物の安定供給に加え、この取組を通じた食品の安全性の向上に対する産業動物獣医師の貢献が強く期待されている。

このように、産業動物分野における獣医療の量の確保と質の向上について求められている中、本ワーキンググループでは、産業動物分野における獣医療の提供体制の整備を図っていくためには、

- ① 喫緊の課題である産業動物獣医師の確保対策を早急に強化していくために必要な取組
- ② 生産者が求める獣医療の提供が可能となる専門性の高い獣医師の育成を推進していくために必要な取組
- ③ 将来的に産業動物分野に獣医師を安定的に確保していくための取組等を主な論点として検討を行い、国、都道府県、民間団体、獣医師が組織する団体等が連携・協力しながら対応すべき取組について、次のとおり提言する。

Ⅲ-1 早急に取り組むべき事項

1 産業動物獣医師の育成・確保対策の強化

産業動物獣医師を早急に確保していくためには、獣医系大学の学生に対する臨床実習の実施や修学資金の給付、新規獣医師に対する実践的な初期研修の実施等を体系的に組み合わせた対策の強化を図る必要がある。

(1) 獣医系大学の学生に対する臨床実習等の充実

本年NOSAI団体へ就職した獣医師のうち75%が夏期臨床実習に参加した経験があり、産業動物診療を理解する上で臨床実習への参加が一番参考になったとの調査結果がある。

このことは、国及び民間団体等が進める獣医系大学の学生に対する産業動物分野への誘引活動として一定の効果があつたことを示すものと考えられ、現在の大学教育の現状、新規獣医師の過半数が小動物分野に就業している現状を踏まえ、大学と連携し獣医系大学の学生に対する臨床実習を質・量ともに充実させていく必要がある。

その際には、現在の大学教育において、学生が産業動物獣医師の意義や魅力について知る機会が少ない状況にあることを踏まえ、大学と連携

し、低学年のうちから第一線で活躍する産業動物獣医師による講習会を実施する等、産業動物獣医師の意義や魅力について知る機会を充実させていくことが重要である。

なお、獣医系大学が学生の臨床実習を積極的に取り入れ充実させるに当たっては、獣医療行為にかかわる実習のあり方について臨床実習の体制を含め早急に整理することが必要である。

(2) 獣医系大学の学生を対象とした修学資金制度の見直し

修学資金制度の活用は、産業動物診療の現場に、確実に獣医師を配置することができるため、国が行う産業動物獣医師の確保対策として効果が期待できる取組である。

さらに、一部の自治体において、独自の修学資金制度を創設しており、新規獣医師の確保に一定の成果があると考えられる。

修学資金制度を活用していくため、国の修学資金事業についてPR活動を積極的に実施したところ、新規給付者が平成19年度の3人から、平成20年度には15人に増加している。

今後、修学資金制度のさらなる活用を図っていくためには、PR活動の推進とともに、獣医系大学の学生が4年生あるいは5年生で将来の就職先について決定する傾向を考慮した柔軟な就職先要件にしていく等、獣医系大学の学生が活用しやすい給付要件や給付額に見直していくことを早急に検討していく必要がある。

(3) 新規産業動物獣医師の育成・定着の促進

現在の大学教育の現状を踏まえ、新規産業動物獣医師に対して実践的な診療技術を習得させ、また、適切な診断や治療を行うため不可欠な飼育者とのコミュニケーション能力を向上させることは、獣医療に対する信頼確保を図る上で重要な取組であり、さらに新規産業動物獣医師の定着(離職抑制)に効果的である。

このため、新規産業動物獣医師を対象に、農林水産大臣が指定する研

修施設や大学で、基礎的な診療技術を習得させる卒後研修の質と量を充実させていく必要がある。

新規産業動物獣医師に対する卒後研修の内容を検討するに当たっては、産業動物獣医療が畜産業の振興のみならず、食品の安全性の向上の観点から重要な役割を担っていることを認識し、獣医療に関する法令の遵守、食品の安全性に対する理解の醸成が図れる内容にしていくことが重要である。

(4) 離職・休職中の獣医師に対する再就職支援の強化

獣医療に従事していない離職・休職中の獣医師が、獣医師総数の15%程度を占めている。これら離職・休職中の獣医師を活用していくことは、獣医師の職域あるいは地域的偏在の解消に向けた即効性がある取組になることが期待できる。

このため、産業動物分野へ再就職することを希望する獣医師に対し、復職研修の実施や、就業紹介を行う全国規模のシステムの構築などを通じた再就職支援を強化していくことが必要である。

2 産業動物獣医師の処遇改善

産業動物獣医師の定着(離職抑制)を促進していくためには、獣医師としての専門性を活かした付加価値の高い獣医療技術の提供による処遇改善が重要な取組となる。

(1) 管理獣医師*を育成するための卒後研修の充実

生産者からは、これまでの家畜疾病の予防・治療技術に加え、農場経営や飼養管理、農場HACCP、GAP等に対する実践的な技術の提供について、産業動物獣医師に対し求められている。

このため、産業動物獣医師を対象に、農林水産大臣が指定する研修施設や大学で、管理獣医師を育成するための専門性の高い卒後研修を早急に充実させるとともに、管理獣医師の役割について、国民の理解醸成を促

進する必要がある。

※ 管理獣医師：診療だけでなく、飼養、環境及び経営等を含む幅広い指導を行う獣医師（農場管理獣医師、コンサルタント獣医師等も含む）。

(2) 高度・専門獣医療技術を習得するための卒後研修の実施

産業動物獣医師が、最新の診断・診療技術を生産者に適切に提供していくことは、農場経営を安定させるとともに、産業動物獣医師の処遇改善にもつながる取組になることが期待できる。

このため、産業動物獣医師に対して、小動物獣医療分野で先行する最先端の獣医療技術を取得させ、付加価値が高く、効率的・効果的な診断・診療を行うための高度な卒後研修を実施する必要がある。

(3) 民間団体獣医師の処遇改善

農業共済団体等獣医師の給与水準の向上は、産業動物獣医師全体の処遇改善につながることを期待される。

このため、家畜共済診療点数表について、現在の3年ごとの改訂に加え、社会的状況の変化を考慮した適正な検討を定期的に行っていく必要がある。

家畜共済診療点数表の検討に当たっては、新しい技術、治療方法を学術的に評価し、最先端の診断・治療技術が産業動物獣医療に導入・普及できるよう考慮していくことが重要である。また、家畜共済診療点数のほか、産業動物獣医師の給与水準の向上についても、積極的な検討が必要である。

さらに、家畜診療所の広域合併等により、特に中山間地域において、農場への往診に大きな負担が生じている現状を踏まえ、新たな公的助成等の構築について検討していくことが重要である。

Ⅲ-2 中長期的視点で計画的に取り組むべき事項

1 将来的に産業動物分野に獣医師を安定的に確保するための取組

将来的に産業動物分野に獣医師を安定的に確保していく取組の一つとして、産業動物診療に、より魅力を持たせていくことが重要である。このためには、獣医師としての専門性を活かしていく取組と、職場環境の整備について、現時点から計画的に検討・推進していく必要がある。

(1) 産業動物獣医師に求められる知識・技術の習得

産業動物獣医師としての技術や経験を活かし、学術的に、より専門性の高い獣医師を養成していくため、獣医系大学、独立行政法人研究機関、民間研究機関等との共同研究を推進していくことが重要である。

現在の獣医学教育の現状を踏まえれば、産業動物診療に関する教育の指導的役割を担うことができる産業動物獣医師の育成を大学と連携して推進していくことは、将来的な産業動物獣医師の確保に結びつくことが期待される。

現在、獣医師が組織する団体においては、獣医療専門技術についての自己学習と自己研鑽を生涯にわたり支援するための取組を行っているが、今後、これらの取組を基礎に、専門研修を修了し高度な獣医療技術を習得した獣医師に対し、獣医師専門医の認定等一定の資格認定を行っていくことは、産業動物獣医師が卒後研修を受ける動機付けになり、獣医療技術のレベルアップに貢献できると考えられる。このような資格認定については、欧米諸国に先進的事例があることから、これらを分析評価し、国内における資格認定のあり方について検討を進めていく必要がある。

(2) 職場環境の整備

産業動物獣医師がケガや病気、出産等で一時的に休職する場合や、育児期間中の勤務時間の制限等に対応した人的支援体制の整備について、獣医師バンクの整備状況を見ながら、計画的に検討していくことが重

要である。

また、今後産業動物分野においても女性獣医師の占める割合が大きくなっていくことが予測される中、産業動物分野に定着させていくため、女性獣医師に配慮した職場環境の整備を計画的に行っていくことが重要である。

2 他分野専門職との連携・協力の強化の推進

産業動物獣医師と他分野専門職とが連携・協力して、獣医師の専門性をさらに活かした質の高い獣医療を生産者に提供していくことは、将来の産業動物獣医療の体制を整えていく上で、重要な取組の一つになる。

このためには、産業動物分野の獣医療の現状を十分に考慮し、獣医師、他分野専門職、生産者の連携・協力のあり方について慎重に検討していくことが重要である。

IV その他留意事項等

1 都道府県計画の早期の策定と施設整備の推進・支援

獣医療提供体制の整備については、平成22年度から新たな基本方針に則し、地域の産業動物獣医療の実情にあわせた都道府県計画を早急に策定し、農村地域はもとより中山間地域や離島等の獣医師不足地域の解消に向けた取組等を速やかに強化していく必要がある。

また、都道府県計画に基づき産業動物診療施設の整備を推進していく場合には、株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金の融資について、一層の活用を図っていくことが重要である。

2 大学における産業動物臨床技術取得のための教育の充実

文部科学省は、平成20年12月に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、今後の獣医学教育のあり方について、検討を進めている。

今後、本会議の検討結果や獣医系大学における教育カリキュラムの見直し状況等を踏まえながら、産業動物獣医師の確保対策を進めていくことが重要である。

3 産業動物獣医師が果たす役割についての国民の理解醸成活動

産業動物獣医師の処遇改善のためには、産業動物獣医師が家畜の疾病予防や治療を行っているのみならず、安全で良質な畜産物の安定的な供給、産業動物の愛護・福祉の増進等において重要な役割を果たしていることについて国民（消費者）の理解の増進を図っていくことが重要である。

このため、産業動物獣医師が情操教育や地域社会活動、各種イベントに積極的に協力していく等、国民の理解醸成に向けた取組を推進していく体制や環境を作っていくことが重要である。

4 食品の安全性の向上のための生産者に対する研修等の充実

畜産物等食品の安全性の向上については、産業動物獣医師が主導的役割を果たして、農場HACCPの普及・推進等飼養衛生管理の徹底を図っていくことが重要である。

このためには、生産者へ十分な情報提供を行うとともに、生産者の役割が果たせるよう、必要な知識や技術の習得のための研修や講習会を支援し、生産者と獣医師との信頼関係のもと、推進していくことが重要である。

(産業動物分野ワーキンググループ委員等名簿)

赤松 勇二	社団法人日本家畜人工授精師協会常務理事
石川 弘道	有限責任中間法人日本養豚開業獣医師協会代表理事
大迫 昭蔵	養豚生産者(日本養豚生産者協議会副会長)
大橋 邦啓	農場管理獣医師協会事務局次長
織田 信美	社団法人日本装蹄師会常務理事
神田 敏子	元全国消費者団体連絡会事務局長
佐藤 浩二	日本中央競馬会総括監
菅澤 勝則	千葉県農業共済組合連合会家畜部部長
田川 福彦	全国農業協同組合連合会畜産生産部次長
◎田中 美貴	埼玉県川越家畜保健衛生所家畜防疫担当課長
手塚 和義	日清丸紅飼料株式会社総合研究所副所長
内藤 廣信	社団法人全国肉用牛振興基金協会事務局長
濱名 張彦	北海道農業共済組合連合会参事
堀口 幸利	農林漁業金融公庫営業推進部長
三森 国敏	国立大学法人東京農工大学大学院共生科学技術研究 院教授
○山根 義久	社団法人日本獣医師会会長
横尾 彰	社団法人全国農業共済協会企画研修部次長
吉田 恭寛	酪農生産者(交流牧場全国連絡会副会長)

◎：座長

○：座長代理

(敬称略、五十音順)